

母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例（令和元年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(償還の免除)</p> <p>第2条 知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）<u>附則第7条第1項</u>に規定する母子臨時児童扶養等資金又は同令<u>附則第8条第1項</u>に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者が、所得の状況、死亡したこと又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことによりこれらの貸付金を償還することができなくなったと認めるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。</p>	<p>(償還の免除)</p> <p>第2条 知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）<u>附則第8条第1項</u>に規定する母子臨時児童扶養等資金又は同令<u>附則第9条第1項</u>に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者が、所得の状況、死亡したこと又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことによりこれらの貸付金を償還することができなくなったと認めるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。